

出資財産の範囲に関する継続検討項目

区 分	第2回推進会議で報告され、継続検討となった内容	現在の状況あるいは専門部会検討結果
大和キャンパス	<p>県から宮城大学に対して、土地・建物の出資が必要と認められる。</p> <p>建物の登記を平成19年11月末までに完了させる。</p>	<p>建物の登記を行うために、平成19年8月3日に委託契約を締結し、出資へ向けての作業を進めている。(平成19年12月中旬完了予定)</p>
太白キャンパス	<p>県から宮城大学に対して、土地・建物の出資が必要と認められる。</p> <p>建物の登記を平成19年11月末までに完了させる。</p> <p>なお、太白荘との隣接地の一部(1,058.8m²)は、太白荘の入所者の処遇活動用農作業用地として無償で貸付を続けていることから、保健福祉部に管理換えを行い、出資の対象から外す。</p>	<p>土地の変更登記と建物の登記を行うために、平成19年8月3日に委託契約を締結し、出資へ向けての作業を進めている。(平成19年12月中旬完了予定)</p> <p>なお、太白荘との隣接地の一部(1,058.8m²)は、太白荘の入所者の処遇活動用農作業用地とするため、土地の分筆登記後に、保健福祉部に管理換えを行い、出資の対象から外す。</p>
坪沼農場	<p>実習田については、2箇所(太白区館、大針)とも、県から宮城大学に対して、出資が必要と認められる。</p> <p>坪沼農場については、土地の一部境界に未確定のところがあり、土地の変更登記と建物の登記を完了させることは困難なことから、当面は県から宮城大学へ無償で貸付する。</p>	<p>実習田は、2箇所(太白区館、大針)とも、出資の対象とする。</p> <p>坪沼農場については、土地の一部境界に未確定のところがあり、土地の変更登記を行うためには、多くの経費と時間を要することとなり、出資財産として定款への記載は間に合いそうにない状況となっている。</p> <p>さらに、建物の登記についても、建物の位置を明確にするための土地測量図が資料として必要となることから、やはり、多くの経費と時間を要することとなり、出資財産として定款への記載は困難な状況となっている。</p> <p>以上のことから、坪沼農場に関しては、当面は県から宮城大学へ無償で貸付せざるを得ないと思われる。</p>
教員宿舎 (仙台市泉区高森)	<p>教員の福利厚生を図るために、教員専用の宿舎として県から宮城大学への出資が必要と認められる。</p>	<p>今回、宮城大学へ出資を行った場合、多額の固定資産税が新たに発生することが、仙台市泉区役所固定資産税課から確認された。</p> <p>課税の根拠は、地方税法第348条第8項である。(理由：当該固定資産を所有する公立大学法人以外の者が使用している固定資産である。)</p>